

農地法第4条に係る必要書類一覧

農地法第4条・・・農地を農地以外のものにすること。（自己所有地の転用）

- ・市街化区域の場合・・・農業委員会への届出を行う。
- ・市街化調整区域の場合・・・県知事への許可申請を行う。（※4ha超の農地は大臣協議）
- ・市街化調整区域の場合、一時転用でなければ農用地区域除外地（白地）である必要がある。

必要書類（2部必要な場合、1部はコピーでよい。）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
必要部数について ①・・・1部 ②・・・2部	許可申請書	届出書	表紙	土地登記全部事項証明書（6ヶ月以内） ※1	公図写し（原本）	位置図	住民票抄本 ※2	仮換地証明 ※3	仮換地明細図（1/500） ※3	転用計画補足説明書 ※4	農地転用図（様式第29号）	建物平面図	土地造成計画図	賃借地等関係書類 ※5	事業費内訳書	資金証明書	市建築住宅課の受領印のある 開発行為許可申請書の写し ※6	開発行為許可以外の許認可書の写し ※7	用途廃止申請書写し ※8	土地改良区意見書 ※9	一時転用賃貸借契約書写し ※10	地区農業委員・生産組合長意見書
市街化区域	-	①	①	①	①	①	①	①	①	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	-	①	-
市街化調整区域	②	-	①	②	②	②	②	-	-	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②

※1 相続登記未了の場合

・・・戸籍謄本又は除籍謄本、相続人の住民票抄本、相続関係説明図及び遺産分割協議書等

※2 申請者の住所移転等により登記簿の表示と相違する場合のみに必要とする。

法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款を必要とする。（市街化区域の場合は定款は不要）

※3 届出地が区画整理地内の場合にのみ必要とする。

※4 申請農地面積が、1,000㎡以上の場合のみとする。

※5 申請地に移転又は設定する権利以外の権利がある場合に、同意書を必要とする。

※6 建築を伴う場合に必ず必要とされる。

ただし、市街化区域は500㎡以上、区画整理完了地は1,000㎡以上の開発の場合に必要とする。

申請書の写し（受領印のあるもの）又は許可等を証する書面を必要とする。

※7 転用に係る事業に関連して他の法令の定めるところによる許可、認可、届出、関係機関の議決等を要する場合は関係機関へ提出した申請書の写し（受領印のあるもの）又は許可等を証する書面を必要とする。

※8 転用計画地内に道路、水路等がある場合は用途廃止申請書の写しを必要とする。

※9 野々市市土地改良区、手取川七ヶ用水土地改良区の2ヶ所ともに必要とする。

※10 転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃借権の設定（一時転用）であるときは、賃貸借契約書（原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの）の写し

締め切りについて

- ・許可申請書（市街化調整区域）の提出締切日・・・毎月10日（休日の場合、翌開庁日）
- ・届出（市街化区域）には提出締切日はありません。開庁日に随時受け付けています。

関係機関での必要な手続き（受理通知書、農業委員会への提出は不要）

及び関係機関へのお問い合わせ先

- ・「土地開発事前協議書」→建築住宅課（076）227-6087（市役所1階）
- ・「農地転用予定地の埋蔵文化財について（依頼）」→生涯学習課（076）227-6122（市役所3階）
- ・野々市市土地改良区（076）248-0376（市役所1階）、
手取川七ヶ用水土地改良区（076）276-1166（松任産業会館2階）・・・決済金の納付

野々市市農業委員会事務局（土木課）（076）227-6081

※押印廃止により申請者氏名欄は原則自署をお願いいたします。自署ができない場合は、記名の上、申請者の身分証明書の提示もしくはコピーの提出をお願いいたします。また、法人の場合はご担当者様の氏名と連絡先（電話番号）の記入をお願いいたします。